金沢市公報

第３２３３号

令和８年（2026年）11月11日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎　目　　次　　ページ

●告　示
○地縁による団体の告示された事項の変更について　（市民協働推進課）　1
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について　（障害福祉課）　1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について　（　〃　）　2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について（　〃　）　2
○市道の区域の変更について　（道路管理課）　2
○道路の供用の開始について　（　〃　）　3
●公　告
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について　（都市計画課）　3
○開発行為に関する工事の完了について　（建築指導課）　6
●農業委員会告示
○令和８年第11回金沢市農業委員会総会の招集について　（農業委員会事務局）　6

告　　示

◉金沢市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

区　分	変更事項	変　更　前	変　更　後	変更年月日
南新保町町会	代表者の氏名及び住所	中野　俊一 （住所は非表示）	藤江　悟 （住所は非表示）	令和８年４月５日
金石下越前町町会	主たる事務所の所在地	（非表示）	（非表示）	
	代表者の氏名及び住所	松田　博 （住所は非表示）	網　繁雄 （住所は非表示）	

◉金沢市告示第268号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成８年規則第63号）第２条の規定により告示します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

医療機関の名称	所　在　地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東２丁目１番地	小児科	西田　圭吾	令和８年10月１日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東２丁目１番地	整形外科	奥　規博	令和８年10月１日
国立大学法人　金沢大学附属病院	金沢市宝町13番１号	消化器外科	渡邉　めぐみ	令和８年10月１日
国立大学法人　金沢大学附属病院	金沢市宝町13番１号	消化器外科	道傳　研太	令和８年10月１日

北山整形外科・手のクリニック	金沢市此花町３番２号 ライブ１ビル２階	整形外科	橋本　典之	令和８年10月１日

◉金沢市告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

１　薬局

名　　称	所　在　地	自立支援医療の種類	指定年月日
アルプ薬局鞍月店	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区８Ａ街区１	育成医療、更生医療	令和８年10月１日

２　訪問看護

名　　称	所　在　地	自立支援医療の種類	指定年月日
愛の風訪問看護ステーション	金沢市高畠１丁目368番地	育成医療、更生医療	令和８年10月１日

◉金沢市告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

１　病院

名　　称	所　在　地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
県庁北ゆうゆう薬局	金沢市鞍月４丁目147番地	育成医療、更生医療	令和８年10月１日
浅野川はなの木薬局	金沢市三口町土358番地	育成医療、更生医療	令和８年10月１日
スギ薬局　武蔵町店	金沢市武蔵町16番32号	育成医療、更生医療	令和８年10月１日
スギ薬局　久安店	金沢市久安１丁目520番地	育成医療、更生医療	令和８年10月１日
てまり涌波薬局	金沢市涌波１丁目８番33号	育成医療、更生医療	令和８年10月１日

２　訪問看護

名　　称	所　在　地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
訪問看護ステーションリベルタ金沢	金沢市並木町１番７号	育成医療、更生医療	令和８年10月１日

◉金沢市告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和８年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
一般市道	戸板15号	出雲町イ６番１先から	旧	4.5～11.1	376.5
	出雲町線20号	出雲町イ104番先まで	新	4.5～25.0	403.7

◉金沢市告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和８年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

路線名	区間	供用開始日
戸板15号 出雲町線20号	出雲町イ6番1先から 出雲町イ104番先まで	令和８年11月11日
戸板15号 出雲町線29号	出雲町イ108番2先から 出雲町ロ111番先まで	令和８年11月11日

公　　告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第１項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第４項の規定により、次のとおり公告します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

1　協定を締結した相手方
　梅鉢清水町会地区の住民等
2　協定を締結した年月日
　令和８年11月２日
3　協定番号
　53
4　協定の名称
　梅鉢清水町会地区まちづくり協定
5　協定地区の区域
　別図（まちづくり協定区域図）のとおり
6　まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	梅鉢清水町会地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長土塀３丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約0.9ha
まちづくりの目標	本地区は、かつて梅鉢草が生い茂る清水があったことに由来する「梅鉢清水」の名を持ち、前田利常が鷹狩りの途中にこの地を訪れ、清水で休息したとの伝承も残る地区である。金沢駅や繁華街にも近い中心市街地の一角に位置し、様々な都市機能を身近に利用できる利便性を有するとともに、犀川の潤い豊かな自然環境にも恵まれ、住宅や共同住宅を中心とした閑静な住環境が形成されている。 今後も、静かで落ち着いた住環境の維持と地域コミュニティの醸成を図るとともに、災害への備えを大切にしながら、誰もが安全・安心に暮らせる魅力あるまちの形成を目標とする。

まちづくりの方針		まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。 ⑴　静かで落ち着いた住環境を守るまちづくり ⑵　災害に備え、地域で支え合う安全・安心なまちづくり ⑶　地域コミュニティを大切にし、美しいまちなみを育むまちづくり
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。 ⑴　畜舎、葬儀場 ⑵　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの ⑶　建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第２（に）項第３号に掲げる運動施設 ⑷　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの ⑸　カラオケボックスその他これに類するもの ⑹　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。） ⑺　建築基準法別表第２（へ）項第３号に掲げるもの ⑻　倉庫業を営む倉庫 ⑼　建築基準法別表第２（と）項第３号に掲げる事業を営む工場 ⑽　建築基準法別表第２（と）項第４号に掲げる物品の貯蔵又は処理に供するもの ⑾　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項各号（風俗営業）、第２条第７項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第８項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの ⑿　旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条第２項（旅館・ホテル営業）及び第３項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの ⒀　住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第２条第３項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの
	土地利用等の制限	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に梅鉢清水町会に協議しなければならない。
	その他	⑴　深夜及び早朝における騒音の発生を抑え、静かで落ち着いた住環境の維持に努める。 ⑵　地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力をするなど、良好な近隣関係の醸成に努める。 ⑶　地震や水害等の災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 ⑷　冬期間の道路除雪は、地域住民協力のもと、地域が主体となって取り組むよう努める。 ⑸　空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める。 ⑹　駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。 ⑺　たばこ及びごみのぽい捨てをしないよう努める。 ⑻　定期的にまちの美化清掃に努める。

梅鉢清水町会地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により検査済証を交付したので、同条第３項の規定により公告します。

令和８年11月11日

金沢市長　村　山　　卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類　位置及び区域
金沢市久安１丁目99番１及び99番５から99番８まで	金沢市弥生２丁目２番16号 株式会社東商事不動産部 代表取締役　東　正博	道路　金沢市久安１丁目99番８

農　業　委　員　会　告　示

◉金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第１項の規定により令和８年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第３号）第３条第１項の規定により次のとおり告示します。

令和８年11月11日

金沢市農業委員会
会長　井　口　栄　市

１　日時

令和８年11月24日　午後３時

２　場所

金沢市第二本庁舎　2301会議室

３　議案

⑴　農地法（昭和27年法律第229号）第３条の規定による許可申請について
⑵　農地法第４条の規定による許可申請に対する意見決定について
⑶　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見決定について
⑷　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の６第１項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
⑸　租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
⑹　非農地証明願について
⑺　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
⑻　金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
⑼　金沢農業・農村総合振興計画の変更に関する意見決定について
⑽　土地改良法（昭和24年法律第195号）第３条第１項第２号の規定による土地改良事業参加資格の承認について
⑾　地域計画に関する意見決定について

令和８年(2026年)11月11日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金沢市役所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄